

市街化調整区域における 下水道事業受益者負担金制度と 排水設備等の工事について



ふじみ野市PR大使『ふじみん』



ふじみ野市 都市政策部 上下水道課

公共下水道（污水）の整備について

公共下水道（污水）が整備されると、し尿処理問題が解決するばかりでなく、台所・風呂などの家庭排水や工場排水などが衛生的に排除できるようになります。

その結果、道路側溝や水路に汚れた水が流れないようになり、ハエやカの発生、悪臭などが抑制されます。また、浄化槽の管理や汚泥の汲み取りといったご負担も解消されます。

しかし、この公共下水道（污水）の整備を進めるためには、巨額の建設費用と長い年月を要するため、住民の皆様のご協力が必要となります。



受益者負担金制度とは

公共下水道（污水）が整備されると、快適で住みよい生活環境となりますが、こうした恩恵を受けられるのは、不特定多数の方が利用できる道路や公園とは違い、公共下水道（污水）が整備された地域の方に限られます。

このように、限られた地域の方だけが利益を受ける場合は、その方に建設費用の一部を負担していただくことが、他の地域の方との公平という観点から必要とされます。

そこで、公共下水道（污水）が整備されることにより、直接利益を受ける方に建設費用の一部を負担していただく制度が「**受益者負担金制度**」です。この制度は、都市計画法第75条の規定に基づき、ふじみ野市公共下水道事業受益者負担に関する条例を制定して実施しています。

市は、市街化調整区域における公共下水道（污水）の整備を推進しておりますので、受益者負担金制度へのご理解とご協力をお願いします。



1. 受益者（負担金を納めていただく人）

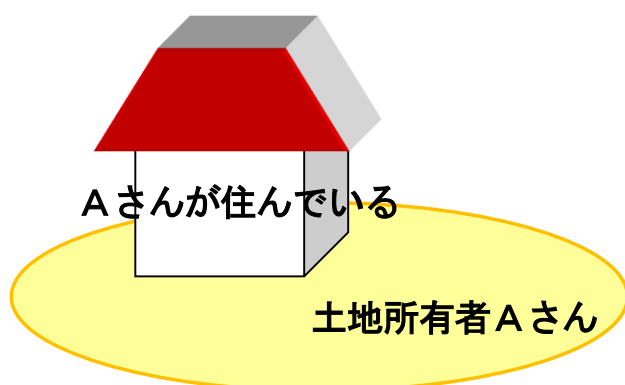
受益者は、公共下水道（污水）が整備される地域内の**土地又は家屋の所有者・権利者**（地上権者・借地権者等）です。これらに該当する方に、負担金を納めていただくことになります。

ただし、アパート・社宅・公営住宅などの借家人は、負担金を納める必要がありません。

《受益者はだれ？？》

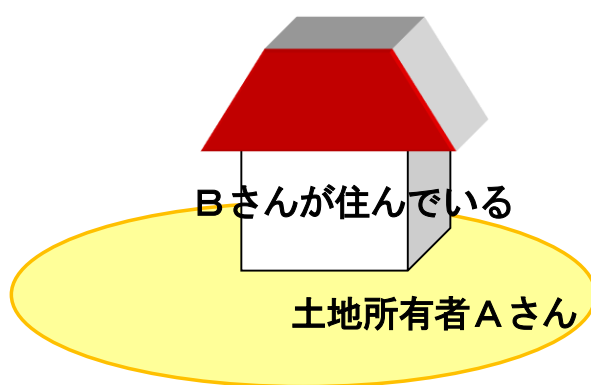
一般には次のような場合が考えられます。

家屋所有者 A さん



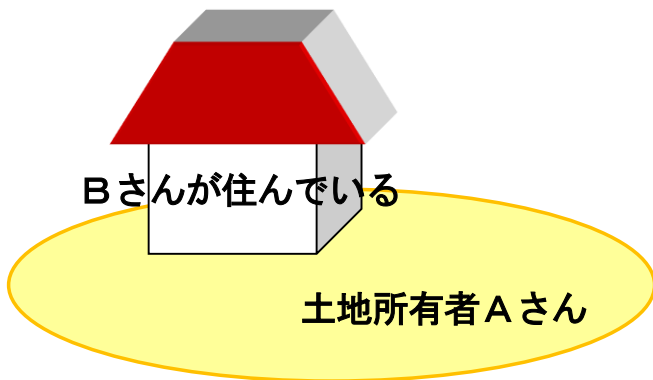
受益者は A さん

家屋所有者 B さん



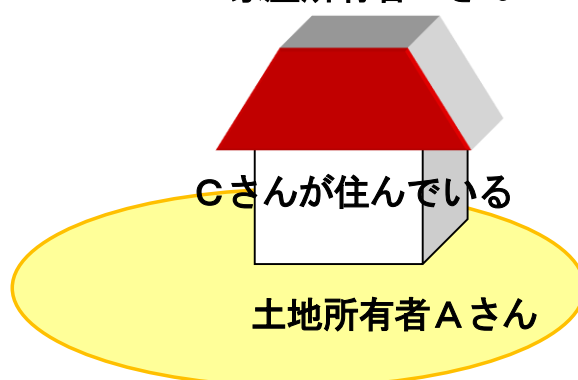
受益者は B さん

家屋所有者 A さん



受益者は A さん

家屋所有者 B さん



受益者は B さん

2.受益者負担金の対象となる土地

公共下水道（污水）整備地域の土地のうち、「**宅地**」が対象です。（土地登記上の地目に限りません。）

田、畑、山林などは、**受益者負担金の徴収猶予の対象**となります。



3.負担金は1平方メートル当たり1,240円

〇ふじみ野市公共下水道事業受益者負担に関する条例(令和3年4月1日施行)

第5条 受益者が負担する負担金の総額は、次に掲げる単位負担金額（受益者が負担する1平方メートル当たりの金額をいう。次項において同じ。）に、当該受益者が前条第1項の規定による公告の日現在において所有し、又は地上権等を有する土地で、同項の規定により公告された区域内のものの面積を乗じて得た額とする。

(3) 市街化調整区域 1,240円

上記のように、下水道事業受益者負担金の単位負担金額（1,240円）は条例に定められています。詳しい算出方法は次ページのとおりです。

《単位負担金額の算出方法》

まず、公共下水道（污水）の整備を計画している地域全体の総事業費を算定し、その総事業費に負担率（ふじみ野市は4分の1）を乗じて、皆様に負担していただく整備地域全体の費用を求めます。

次に、整備地域全体の費用を、整備地域の宅地など、下水道利用により利益を受けると認められる対象面積で割り戻します。

こうして計算した結果、市街化調整区域で公共下水道（污水）を整備する場合、下水道受益者負担金が1平方メートルあたり1, 240円となります。



4.受益者の皆様に負担していただく金額

所有又は占有する土地（宅地）の面積に1平方メートル当たりの単価を乗じて得た額となります。

例えば、132平方メートル（約40坪）の土地を所有している場合、受益者負担金の額は

$$\begin{aligned} & \underline{132 \text{ 平方メートル} \times 1, 240 \text{ 円} / \text{平方メートル}} \\ & \underline{= 163, 680 \text{ 円}} \text{ になります。} \\ & \text{（10円未満の端数を切捨て）} \end{aligned}$$

5.納付方法（負担金を納めていただく方法）

納付方法には、**分割**と**一括**があります。

(1) **分割納付**の場合（納入通知書による納付）

年4期、5年間の**計20期に分けて**納めていただきます。
例えば、132㎡の土地で負担金が163,680円の場合、1期ごとの納期と納付金額は次のようになります。

年度ごとの負担金		期ごとの負担金			
年度	1年間の負担金計	第1期	第2期	第3期	第4期
		6月 1日～30日	9月 1日～30日	12月 1日～25日	翌年2月 1日～末日
初年度目	32,800円	8,260円	8,180円	8,180円	8,180円
2年度目	32,720円	8,180円	8,180円	8,180円	8,180円
3年度目	32,720円	8,180円	8,180円	8,180円	8,180円
4年度目	32,720円	8,180円	8,180円	8,180円	8,180円
5年度目	32,720円	8,180円	8,180円	8,180円	8,180円

（※分割前の10円未満は、初年度の第1期に合算します）

1期につき **8,180円**（初年度第1期分の支払いは8,260円※）
を**計20期**で支払う方法です。（総額163,680円）
1年間あたりの負担額は**32,720円**（初年度は32,800円）
です。

(2) **一括納付**の場合（納入通知書による納付）

初年度の第1期に計20期分を一括納付するか、又は分割で納めている途中に残額をまとめて納付すると、納期到来前に納付した納期数に応じて**報奨金**が交付されます。

報奨金の交付率は、次のようになります。

納期前に納付した納期数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
報奨金交付率 %（パーセント）	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20

（前納報奨金交付率表）

《全額を初年度に一括納付する場合》

※前例の金額を用いて、負担金額が163,680円である場合

5年間の計20期分（163,680円）を初年度の第1期に一括納付すると、19期分を納期前に納付したことになります。

上記の前納報奨金交付率表にもあるように、**19期**分を納期前に納付した場合の報奨金交付率は**20%**です。

納期前に一括で納付する金額155,420円（1期あたり8,180円×19期）の**20%**の31,080円（10円未満の端数を切捨て）が報奨金として交付されるため、実際に納めていただく金額は

163,680円－31,080円＝132,600円 になります。

(例示)

	初年度第1期 に負担金 全額納付	2年度目 第1期に残り を一括納付	3年度目 第1期に残り を一括納付	4年度目 第1期に残り を一括納付	5年度目 第1期に残り を一括納付
①一括 納付額	163,680 円	130,880 円	98,160 円	65,440 円	32,720 円
②報奨金	31,080 円	19,630 円	10,790 円	4,580 円	980 円
①-② 差引	132,600 円	111,250 円	87,370 円	60,860 円	31,740 円
納付する 負担金 総額	132,600 円	144,050 円	152,890 円	159,100 円	162,700 円
報奨金 交付率	20%	16%	12%	8%	4%



一括納付は、分割納付よりも
最大20%お得です！

6.徴収猶予の制度（負担金徴収の一時保留）

受益者の事情や土地の状況により、負担金を納めていただくことが難しいと認められた場合は、次のように徴収を猶予する制度があります。（※「ふじみ野市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程」に基づく）

《下水道事業受益者負担金徴収猶予基準》

徴収猶予の対象となる土地	被害等の程度	猶予期間	猶予率
1-1. 田、畑、山林、その他これに準ずる土地		最初の納期の初日から5年を経過する日までの期間（以下この表において「基準期間」という。）	100%
1-2. 「基準期間」を経過した田、畑、山林、その他これに準ずる土地		基準期間の満了日の翌日から徴収猶予の対象として認められなくなるまでの期間	60%
2. ふじみ野市が公共又は公用に使用している貸借契約を有する土地		貸借契約解除の日までの期間	100%
3. 係争地の場合		受益者の決定（判定）の日までの期間	100%
4. 災害により家屋に被害を受けたとき	30%以上	1年以内	100%
	50%以上	3年以内	100%
	100%	5年以内	100%
5. 受益者が盗難にあったとき		管理者が認定する期間	100%
6. 受益者又は受益者と生計を共にする親族が病気、事故等の負傷により長期療養を必要とするとき		管理者が認定する期間	100%
7. その他管理者が特に徴収を猶予することが必要であると認めたとき		管理者が認定する期間	100%

7.減免の制度（負担金徴収の免除）

土地の利用状況及び受益者の負担能力によって、次のように負担金を減免する制度があります。

《下水道事業受益者負担金**減免**基準》

減免の対象となる土地	減免率
1. 国又は地方公共団体が公用に供し、又は供することを予定している土地	
(1) 国又は公立の学校用地	75%
(2) 国又は公立の社会福祉施設用地	75%
(3) 警察法務収容施設用地	75%
(4) 一般庁舎用地並びに図書館、市民会館、体育施設用地及びこれに準ずるもの	50%
(5) 国又は公立の病院及び診療施設用地	25%
(6) 有料の国又は地方公共団体公務員宿舍用地	25%
2. 地方公共団体がその企業の用に供している土地	25%
3. 国又は地方公共団体が公共の用に供することを予定している土地	100%
4. 生活保護法による生活扶助を受けている受益者その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者に係る土地	100%
5. 道路法の適用を受ける道路以外の道路で常時一般の通行の用に供している土地	100%
6. 宗教法人法第2条に規定する宗教団体が所有する境内地	100%
7. 墓地、埋葬等に関する法律による墓地、納骨堂の敷地	100%
8. 民営鉄道が直接その本来の事業の用に供する土地	
(1) 踏切及び駅前広場	100%
(2) 軌道用地及び駅舎その他構内地	25%
9. 私立学校法第3条に規定する学校法人の管理する教育の目的に直接供している土地	75%
10. 社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業の用に供する土地	75%
11. 児童福祉法第40条に規定する児童遊園に係る土地	100%
12. 自治会等が所有し、又は使用する集会所の敷地	100%
13. 国又は地方公共団体が指定した文化財に係る土地	100%
14. その他管理者が減額し、又は免除する必要があると認める土地	管理者が認める率

8.公共下水道(汚水)を利用するためには

皆様が実際に公共下水道（汚水）を利用できるようになるまでの流れは、以下のようになります。

《市が行うこと》

①下水道管の工事

下水道本管及び取出管の設置工事を行います。（取出管の設置位置はご希望を伺います。）

②供用開始の告示

下水道工事が終了し、下水道管が利用できる状態になります。

③受益者の特定と対象者への資料送付

《皆様が行うこと》

④受益者の申告と負担金の納付

（市への支払い）

⑤市が指定する工事店に排水設備工事を依頼

⑥工事費の支払い

（工事店への支払い）

※下水道本管…道路に埋める下水道管

※取出管…下水道本管に繋ぎ、家の敷地内まで引き込む排水管

公共下水道の整備工事が終わり、受益者負担金を納付いただいた後、ご家庭の台所、風呂、トイレなどから出る家庭排水を下水道に流すためには「**排水設備工事（水洗化工事）**」が必要になります。

工事は、市が指定する工事店（指定工事店）が行います。指定工事店の一覧をお渡ししますので、工事店から見積りを取り、どこの工事店に工事をしてもらうかを決め、工事店に直接の依頼をしていただきます。

そして、排水設備工事が終わると、市が整備した下水道管に家庭排水などを流すことができるようになります。

排水設備工事に関する条例や法律の内容は以下のとおりです。

○ふじみ野市下水道条例第5条○（一部抜粋）

設置義務者は、公共下水道の供用が開始された日から6箇月以内に下水を公共下水道に流入させるための排水設備を設置しなければならない。

○下水道法第10条○（一部抜粋）

公共下水道の供用が開始された場合においては、当該公共下水道の排水区域内の土地の所有者、使用者又は占有者は、遅滞なく、その土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水渠その他の排水施設（以下「排水設備」という。）を設置しなければならない。

※排水設備工事に係る費用は**個人負担**となりますが、生活環境の改善や川や海の水質保全という下水道の効果を得るために、早い段階での工事をお願いしています。



供用が開始された日から**6か月以内**に排水設備工事を行う場合、**1物件につき1万5千円を補助する制度**があります。

詳細については、上下水道課までご相談ください。

9.排水設備工事資金のあっせん

市では「ふじみ野市排水設備工事資金融資補助規程」に基づき、排水設備工事の費用について、工事に必要な費用の一部を金融機関に融資あっせんする制度を実施しています。

（補助の条件を満たした場合、金融機関からの借入金完済後に利子分の金額を市が補助するため、結果的に無利子での借入れが可能となる制度です。）

○あっせん対象者

- ・ 下水道処理区域内の建物の所有者、又は改造工事について当該建物の所有者の同意を得た使用者
- ・ 市内に住所を有し、市民税、下水道事業受益者負担金及び下水道使用料を完納している方
- ・ 借り受けた資金の償還について弁済能力を有する方

○あっせん対象となる工事

《現在、汲み取り式のトイレをご利用の方》

- ・ 既設のトイレを水洗トイレに改造する工事及びそれに伴う他の排水設備工事

《現在、水洗トイレをご利用の方》

- ・ 排水設備工事（浄化槽を廃止し、公共下水道につなぐ工事）

○融資の額

- ・ 工事1件につき5万円以上40万円以下で、1万円単位となります。（共同住宅等の場合は、別途条件がありますのでお問い合わせください。）

○補助の内容

- ・融資資金に対する利子分を、市が負担します。
(融資資金を**完済後**に、利子分の金額を補助)

○補助の条件

- ・公共下水道が使用開始になった日（供用開始の告示日）から
3年以内に排水設備工事を行うこと。
(3年を過ぎている場合は利子分補助の対象外となります。)

○返済期間

- ・36か月（3年）以内に、元金均等の方法による月賦返済

○申込方法

- ・「排水設備工事資金あっせん申込書」の提出が必要となります。
**※排水設備工事を依頼する工事店を決め、工事の依頼をする際に、
資金あっせん制度を利用したい旨を上下水道課までご連絡ください。**





✓ 公共下水道の整備をする際に、整備のために必要な費用の一部をその地域の方に負担していただく制度が受益者負担金制度（法律及び条例に基づくもの）です。

✓ 負担金を納めていただくのは、「**宅地**」の土地又は「**宅地**」の上に家屋を所有する方（宅地を利用して耕作する、いわゆる「家庭菜園」は農地ではなく「宅地」扱いです。）

✓ 負担金の金額は、「**宅地**」の面積（平方メートル）× **1, 240円**（田、畑、山林の面積は徴収猶予の対象です。）

✓ 負担金の納付時期は**整備工事が終了した後**となります。

✓ 納付方法は分割納付又は一括納付が選択できますが、**一括納付**を選ぶと**報奨金**が交付されます。

✓ 負担金には徴収猶予・減免制度があります。
（宅地以外の土地や、ご家族の病気、生活保護、集会所の土地など）

✓ 公共下水道に繋ぐための排水設備工事が必要です。

This image shows a full-page view of a memo template. At the top center, the word "MEMO" is written in a large, bold, black sans-serif font. Below the title, the page is filled with horizontal ruling lines. Each ruling unit consists of a solid top line, a dashed midline, and a solid bottom line, providing a guide for writing. The entire page is framed by a decorative border made of small, light blue squares arranged in a grid pattern along all four edges.

問合せの内容	連絡先
○公共下水道の工事に関すること ○排水設備工事の申請、補助金に関すること	電話：049-220-2075 （下水道施設係）
○受益者負担金に関すること ○排水設備工事資金のあっせんに関すること	電話：049-220-2076 （経営管理係）

〒356-8501

埼玉県ふじみ野市福岡一丁目1番1号

ふじみ野市 都市政策部 上下水道課



表紙にあるマンホールの写真は、ふじみ野市
限定デザインのマンホールです。

上福岡駅入口交差点周辺、大井総合支所前、
市沢一丁目付近にお出かけの際には、ぜひ見
つけてください。

